

# 山口市介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 山口市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

#### ①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	老人デイサービス	指定管理者制度導入 状	利用料金制を導入
職 員 数	— 人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	人	事務職員	人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

#### ②施設

施 設 数	1	定 員	29 人
延 床 面 積	319 m <sup>2</sup>	居 室 床 面 積	— m <sup>2</sup>
サ ー ビ ス 日 数	254 日	年 延 利 用 者 数	5,111 人

### (2) 現在の経営状況

介護サービスに係る経費は、利用料金制度を導入しており、すべて介護報酬等で賄えていることから、繰入金等は行っていません。一方で、指定管理施設であることから、施設修繕等にかかる経費は、介護サービス給付費準備基金積立金を充当し、対応しています。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

併設の養護老人ホームと一体的に管理・運営を行うことにより、管理部門の共通化等効率化が図れるため、両施設同一法人による指定管理者制度を導入しています。また、指定管理料については、介護報酬で運営経費が賄えているため、本市からの支払いはなく、指定管理者は市が実施する施設営繕や備品更新のため、施設の管理運営に関して発生した収益のうち、2割を市に納付しています。

## 2. 将来の事業環境等

### (1) 介護保険サービス事業における主な取組

老人デイサービスは、在宅の要援護者の生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに福祉の増進を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき設置した施設であり、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同項第1号口に規定する第1号通所事業に係る事業に取り組んでいます。

### (2) 高齢者人口等の予測

第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画の推計では、本市の高齢者人口は、令和5年3月末において、56,826人、高齢化率は30.28%であり、今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、本市人口の3人に1人が高齢者になると見込んでいます。

### (3) 介護需要の予測

第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画の推計では、今後も、要介護(要支援)認定者数・認定率ともに増加・上昇が見込まれ、令和22年頃に認定率は23.6%、認定者数は14,624人となり、ピークに達すると見込んでいることから、介護需要も増加していくと予測します。こうした状況を踏まえ、介護人材の確保や介護現場の効率化に向けた生産性の向上など、持続的な介護サービスの提供に向けた取組の推進が必要です。特に、認定率は、年齢とともに高くなる傾向であることから、今後、後期高齢者の増加に伴い、中重度の要介護者に対応するサービス提供体制の確保が課題となることが見込まれます。

### (4) 施設の見通し

本施設は、公共施設等総合管理計画 個別施設計画において、民営化に向けて整理しており、併設の養護老人ホームと一体的に、民営化に向けて検討していきます。

### (5) 組織の見通し

今後も指定管理者制度を継続していきながら、民営化に向けて調整等を進めます。

### 3. 経営の基本方針

要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した日常生活を続けられるよう、安定的・継続的に介護サービスを提供できるように、指定管理者制度を継続し、民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上とコスト削減を図ります。あわせて、指定管理者との情報共有・連携を密にし、安全・安心を確保しながら、安定した施設経営に向けた調整等を進めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画策定に当たっての数値目標

介護サービスに係る管理運営は、指定管理者制度を導入し、その経費は、すべて介護報酬等で賄うこととしています。また、施設の管理運営に関して発生した収益のうち、2割は市に納付を求め、介護サービス給付費準備基金に積み立てることとしています。こうしたことから、計画期間中において、指定管理者の黒字経営の継続とともに、収益の向上を目指します。なお、今後、施設の老朽化に伴う修繕や設備更新等が見込まれることから、介護サービス給付費準備基金積立金を取り崩して対応することとしていますが、将来的な民営化を見据え、指定管理者から市に納付される収益と修繕等経費の均衡化を目指します。

#### ② 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中、大規模な設備投資等の予定はありませんが、施設の老朽化に伴う修繕や設備更新等について、随時、進めます。その他、大規模修繕等の必要が生じた場合は、基金積立金の活用や有利な起債の充当等を検討するとともに、過大投資とならないように留意します。

#### ③ 収支計画のうち財源についての説明

施設修繕は、介護サービス給付費準備基金積立金を取り崩して対応することとしています。

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

利用料金制による指定管理者制度を導入していることから、介護サービスに係る経費は、計上していません。なお、施設の老朽化に伴う設備更新等に対応していくため、維持管理費として修繕費及び備品購入費(令和10年度まで2,000千円、以降は漸減)を見込んでいます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	介護が必要な状態となっても、高齢者が希望する住まいで生活することができるよう、保健、医療、福祉の専門職相互による在宅医療と介護の連携や地域住民の支え合いの意識を高めるとともに、地域で支え合う地域包括ケアシステムの充実を図ります。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	計画期間中に、統合・縮小・廃止の予定はありませんが、必要が発生した場合、施設の利用状況や周辺環境などから総合的に判断します。
新技術の導入に関する事項	計画期間中に、新技術の導入の予定はありませんが、必要が発生した場合、施設の利用状況や周辺環境などから総合的に判断します。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理者による運営を継続しながら、民営化を目指します。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	適正な介護サービスの提供が継続できるよう、指定管理者に対し新たな加算等の取得を促すなどの指導を行います。
利用状況に関する事項	令和5年度の利用率は約75%、令和6年度の利用率は約66%であることから、指定管理者及び地域包括支援センター等と連携し、利用者確保(利用率向上)に努めます。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	介護サービスに係る経費は、介護報酬等で賄えていることから、資金不足には至っていません。なお、修繕等が発生した場合は、介護サービス給付費準備基金積立金から繰り入れて対応します。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理者による運営を継続しながら、民営化を目指します。
職員給与費の適正化に関する事項	指定管理者に対し、適正な介護サービスの提供に支障を及ぼさないように、職員配置等について指導していきます。
組織体制の効率化に関する事項	—
その他	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗状況を管理するとともに、指定管理者更新時や大規模改修等のタイミングで、必要に応じて見直しを行います。
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	64	100	400	600	800	900	1,000	
		(1) 営 業 収 益 (B)								
		ア 料 金 収 入								
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)								
		ウ そ の 他								
		(2) 営 業 外 収 益	64	100	400	600	800	900	1,000	
		ア 他 会 計 繰 入 金								
	イ そ の 他	64	100	400	600	800	900	1,000		
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000	
		(1) 営 業 費 用								
		ア 職 員 給 与 費								
		うち退職手当								
		イ そ の 他								
		(2) 営 業 外 費 用	3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000	
ア 支 払 利 息										
うち一時借入金利息										
うち資本費平準化債分										
イ そ の 他	3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 3,235	△ 1,900	△ 1,600	△ 1,400	△ 1,200	△ 600			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000	
		(1) 地 方 債								
		うち資本費平準化債								
		(2) 他 会 計 補 助 金								
		(3) 他 会 計 借 入 金								
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金								
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金								
		(6) 工 事 負 担 金								
	(7) そ の 他	3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000		
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)								
		(1) 建 設 改 良 費								
		うち職員給与費								
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)								
		うち資本費平準化債償還金								
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他										
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		3,299	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,000		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分							
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	64	100	400	600	800	900	1,000
積 立 金 (K)	60	58	300	300	300	300	300
前年度からの繰越金 (L)							
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	42	100	300	500	600	700
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)	4	42	100	300	500	600	700
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )							
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	2	5	20	30	40	60	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)							
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)							
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)							
他会計借入金残高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)							

○他会計繰入金

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分							
収 益 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
資 本 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
合 計							